

もろ さわ 両 澤 会 計 だ よ り

税理士法人 両 澤

代表税理士 小 林 政 昭 税理士 山 中 榮 登 税理士 竹 花 節 夫

編集発行人 事務長 両 澤 透

〒384-2202 長野県佐久市望月285番地1

TEL : 0267 (53) 2400 FAX : 0267 (53) 5514

http://moro.zei-mu.jp e-mail : morosawa@sas.janis.or.jp



◆ 8月の税務と労務

8月

(葉月) AUGUST

2017 (平成29年)

11日・山の日

国 税	7月分源泉所得税の納付	8月10日
国 税	6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	8月31日
国 税	12月決算法人の中間申告	8月31日
国 税	9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	8月31日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	8月31日
地方税	個人事業税第1期分の納付	都道府県の条例で定める日
地方税	個人住民税第2期分の納付	市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

法定相続情報証明制度

ワン
ポイント

相続人が登記所に対し、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等と、この書類の記載に基づく法定相続情報一覧図を提出し確認されると、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しが無料で交付される制度。本年5月29日から始まっており、相続登記や預貯金の払い戻し等の相続関係手続に利用できます。

パートの収入と課税・社会保険関係

パート収入は給与所得とされますが、夫婦の可処分所得で考えた場合、一方のパート収入が年100万円を超えていくと、可処分所得がむしろ減少する場合があります。これは積年の問題とされていますが、就労調整対策という観点から、平成29年度税制改正では、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされています。

以下、ポイントを整理してみます。

1 所得税の規定

1 パート収入に対する税

パート収入は、給与所得とされ、課税される所得は、パートの年収から給与所得控除（最低65万円）と基礎控除（38万円）などを差し引いた残額が対象となります。

つまり、103万円以下であれば所得税はかかりません。

2 配偶者にパート収入がある場合

夫が主たる所得者であり、妻がパートで働く場合を例に考えてみますと、平成29年までは、妻のパート収入が103万円までであれば、夫の所得に関係なく配偶者控除（38万円）が受けられます。

これが平成30年からは、次のように改正されます。

① 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者に適用する配偶者控除について、担税力の調整の必要性の観点から、その居住者本人の所得に応じて制限が設けられます（図表1）。そして、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除が適用されないことになりました。

② 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金

額は38万円超123万円以下（改正前38万円超76万円未満）とされます。つまり、給与所得だけの配偶者については、給与収入201万円（改正前141万円）までであれば、配偶者特別控除の対象となります。

そして38万円の控除額が適用される配偶者の給与収入の上限額が150万円に引き上げられます（図表2、3）。

また、配偶者控除と同様、配偶者特別控除についても、居住者本人の所得に応じて図表2に掲げる新たな制限が設けられます。そして、改正前のとおり、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用がありません。

※ 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除でも、同様の措置が平成31年から実施されます。

2 住民税の規定

住民税の非課税限度額は35万円と所得税の基礎控除より3万円低いので、パート年収が100万円以下ですと、給与所得が35万円以下となり、住民税の所得割はかかりません（均等割は課税されることがあります）。



アフターケア制度（労災保険法）

労災事故による傷病で療養した者は、傷病が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐため、労災保険指定医療機関でアフターケア（診察や保健指導、検査など）を無料で受診できます。

対象となる傷病は、せき髄損傷など20種類あり、一定の障害等級などが要件とされています。

アフターケアを受けるためには、申請者の所属事業場を管轄する都道府県労働局に申請をする必要があります。

ます。

申請が認められると、都道府県労働局からアフターケア健康管理手帳が交付され、医療機関で手帳を提示のうえで診察、保健指導、処置、検査などを受診します。

また、経済的負担を軽減するため、例えば、病院までの距離が2km以上（※2km未満であっても認められることがあります）等の要件に該当するときは、通院に要する費用の支給も行われます。

3 社会保険の規定

1 106万円の壁

平成28年10月より短時間労働者に対する厚生年金（社会保険）適用基準が緩和され、次の全ての基準を満たす場合、勤務先で社会保険に加入しなければならないことになり、手取り収入が減少する事態となりました。

- ① 労働時間が週20時間以上であること
- ② 1か月の賃金が8.8万円（年収106万円）以上であること
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ④ 勤務先が従業員501人以上の会社であること
- ⑤ 学生でないこと

2 130万円の壁

前記④に該当しない中小企業に勤務する短時間労働

者については、従来からの4分の3ルールが適用され1日8時間、月20日の勤務日数の場合、「週30時間以上労働、月15日以上労働」で社会保険に加入となります。この場合でも、年収130万円未満であれば扶養基準を満たすため、社会保険の「130万円の壁」と呼ばれています。

4 総合的検討

前記のほか、夫が会社員ですと、夫の会社の家族手当にも影響するので、家族手当の支給基準なども確認する必要があります。

いずれにしても、就業調整するかどうかは、職場や家族環境と経済的メリット等のバランスをとりながら検討することになります。

（図表1）平成30年からの配偶者控除

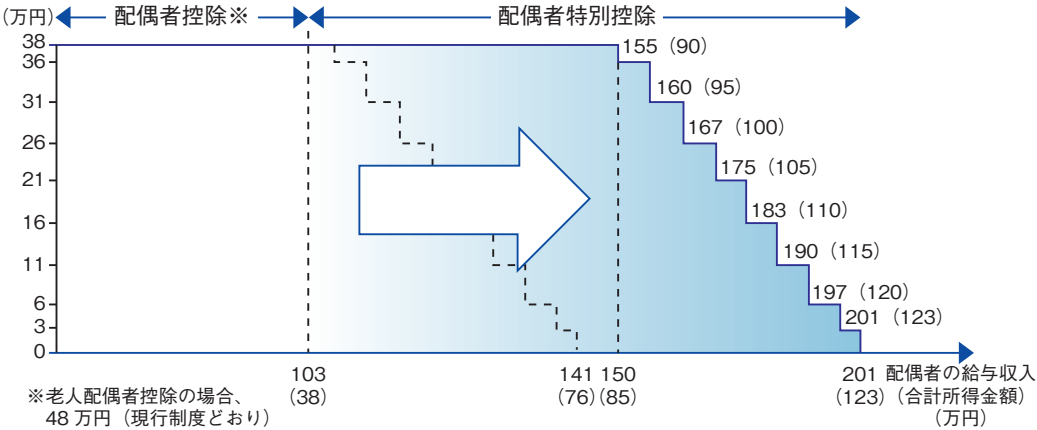
居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

（図表2）平成30年からの配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額と控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

（図表3）例納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合
（合計所得金額が900万円以下の場合）

財務省資料



暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

この6月から郵便料金が見直され、ハガキの料金が引き上げられるとともに定形外郵便物と、ゆうメールに「規格外」料金が設定されました。郵便料金の改定は、消費税増税時を除き22年振りとのことです。一方、大手宅配便業者が再配達制度を見直しています。ともに、人件費単価の上昇や持ち帰り・再配達によるコスト増が背景にあります。

高齢化の影響による公的年金受給額の減少分を補うために、政府は私的年金である確定拠出年金制度を見直し、普及を図っています。本年からは個人型確定拠出年金（iDeCo＝イデコ）に基本的に全ての人が加入できるようになりました。ただし、税制上の優遇措置は魅力ですが、加入者自身が運用商品を選択するので選択次第で受取額が異なってくることも頭に入れ、加入を考える必要があります。

総務省の発表によると、本年3月8日現在の人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率は全国平均で8.4%にとどまっています。便利さが感じられないのが原因でしょうか。利活用の一層の改善が求められます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

法人設立届出書等についての 手続の簡素化

企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」について、平成29年4月1日以後、法人設立届出書等の一定の届出書等への添付が不要となりました。

また、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等については、提出先のワンストップ化が行われました。平成29年4月1日以後の納税地の異動等により、異動届出書等の一定の届出書等を提出する場合、異動後の所轄税務署への提出が不要となりました。

財産債務調書の提出 相続により 取得した財産の取扱い

財産債務調書の提出義務は、その年の12月31日時点で判断するため、相続人の財産債務調書の提出義務については、①その年の12月31日時点で遺産分割が行われていない場合は、法定相続分で分けた価額により判断し、②遺産分割により相続人それぞれの持分が定まっている場合は、それぞれの持分に応じた価額により判断します。

なお、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の財産を取得することとなりますが、この遡及効は、遺産分割までの共有状態を否定するものではありません。そのため、提出後に遺産分割が行われた場合に、遺産分割による持分で再計算した財産債務調書を再提出または新たに提出する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した財産債務調書を再提出または提出してもよいこととされています。